

平成29年（刑わ）第3273号 建造物不退去被告事件

被告人 大 高 正 二

上 申 書

2018年4月23日

東京地方裁判所刑事第1部 御中

上記の者に対する建造物不退去被告事件について、弁護人らは来る4月23日の第2回公判にについて、下記のことを上申する。

(主任) 上記弁護人弁護士 長 谷 川 直 彦

同 萩 尾 健 太

第1 上申の趣旨

公判中「警備職員」が法廷に入って傍聴人を監視することを行なわないこと。

第2 上申の理由

弁護人は、4月17日付けの上申書で、「次回（4月23日）公判の使用法廷を、警備法廷である429号法廷から貴部が日常使用する一般法廷に変更すること」と、「法廷入口での裁判所職員による傍聴人の所持品検査等を行わないこと」の二点を上申した。

しかし、裁判所は本日の公判を警備法廷である429号法廷で行なうとともに

に、法廷入口での裁判所職員による傍聴人の所持品検査を行なった。未だ「不測の事態」が起きていないにもかかわらず、異様なまでの被告人及び傍聴人への予断であり、強く抗議する。

最低限のこととして、「公判中「警備職員」が法廷に入って傍聴人を監視することを行なわないこと」として、強く要求する。

被告人が前回の公判で自ら退廷を希望し、今回の公判も不出頭となった最大の原因は、公判中に「警備職員」が法廷に入って傍聴人を監視し、前回はなかったものの、何かあれば（裁判長の命令があれば）、「警備職員」は裁判所の暴力装置として傍聴人を強引に退廷させることにある。

被告人にとっても落ち着いて裁判を受けることができず、「公平な裁判」を危惧するのはもっともな理由がある。

そもそも、前回は第一回公判であり、裁判所は完全に「白紙」の状態であるはずであるにもかかわらず、警備法廷か否かに関しては、事前に情報が入っているという。裁判所からすれば、事件の予断と法廷警備は別物というのであろうが、これは裁判所関係者にのみ通用する論理であり、一般市民には到底通用しない。警備法廷が必要な被告人となれば、「問題のある人」「まともでない人」とのイメージがわくため、「まともでない人」なんだから「まともでないこと」をしたんだろうという予断が絶対に生じないとどうしていえるだろうか。普通の市民ならば、警備法廷をみれば裁判所が既に予断を持っていると認識するであろう。

それでも始まった公判が「普通の裁判」であればまだしも、始まった公判を「警備職員」が法廷を威圧するかのように監視する裁判であれば、到底まともな審理・判決がなされないと感じる。このこと自体、裁判として失格である。

よって、上申の趣旨に至ったものである。